

## 農薬販売届 手続き一覧表

届出区分	届出書(1部)		添付書類等				届出の日 <sup>※4</sup>	
			登記簿謄本等の写し <sup>※1</sup>	販売所位置図	毒劇物販売業登録票の写し <sup>※2</sup>	農薬販売届出票の返還 <sup>※3</sup>		
新規	農薬販売届	別紙1	○	○	△		販売開始日まで	
変更	社名の変更	農薬販売変更届	別紙2	○			○	変更後2週間以内
	代表者の変更			○			○	
	主たる事務所の所在地の変更			○			○	
	販売所名の変更						○	
	販売所の所在地の変更				○		○	
	販売所の追加				○	△		
	一部販売所の廃止					○		
廃止	農薬販売廃止届	別紙3				○	廃止後2週間以内	
届出票の再発行	農薬販売届出票再発行申請書	別紙4						

※1 個人の届出の場合は不要です。また、法人について、届出内容により登記簿謄本と定款の両方を求める場合がございます。

※2 毒劇物に該当する農薬を取り扱う場合のみ添付してください。

※3 受理票を紛失した場合は、備考欄にその旨を記載してください。

※4 届出の日までに新規もしくは変更の届出を行わなかった場合は、遅延理由書(別紙5)を添付してください。

その他、届出のあった記載事項について問い合わせる場合がございますので、ご了承ください。

国の農薬取締法施行規則の改正により、農薬販売(廃止、変更)届の様式が改正され、押印が不要となったことを受け、各様式を改正しました。なお、当分の間、改正前の様式による提出も可とします。